

令和5年東郷町教育委員会8月定例会	
日時	令和5年8月23日(水) 午後1時40分 開会 午後2時08分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚
欠席委員	委 員 奥谷 美香
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 田中 秀和 学校教育課長 山本 康広 生涯学習課長 渡辺 直秀 給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 山本 康広
会議録署名委員	中根教育長 山田委員
教育長の報告	(1) 9月議会一般質問について
報告事項	(1) 夏季休業中について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課) (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書 (令和4年度)の提出について (学校教育課、生涯学習課、給食センター)
議題	議案第32号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用 等に関する条例の一部改正について(学校教育課) 議案第33号 令和5年度一般会計補正予算(第5号)に対する意見について (学校教育課、生涯学習課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 8 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と山田委員を指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	全員異議なし
教育長	<p>異議なしとのことですので、8 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と山田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>東郷町 9 月議会の一般質問についてです。</p> <p>一般質問は、資料のとおり、7 名の議員から提出がありました。</p> <p>一般質問への答弁は 9 月 4 日からの本会議で行われる予定です。</p>
教育長	<p>以上で 教育長からの報告を終わります。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 夏季休業中について</p> <p>夏休みに入ってから、これまでに、学校にて、特に大きな問題が起きたという情報は、ございません。今年度も、学校閉校日を 8 月 9 日（水）から 8 月 15 日（火）までの 5 日間、設けましたが、この期間においても各学校、特に問題はありませんでした。</p> <p>教職員の 7 月の在校時間については、80 時間超が 6 名でした。80 時間超えの 6 名全員が中学校の教員で、80 時間を超えた理由が、夏の部活動の大会の引率をしたことによるものでありました。</p> <p>また、100 時間超は、一人もいませんでした。在校時間記録をもとに、今後も、教員の健康管理に気を付けていきます。</p> <p>夏休み期間中、スクールソーシャルワーカーによる、電話相談を計 4 日間、実施しています。終業式〈7 月 20 日（木）〉と夏休み初日〈7 月 21 日（金）〉の前半 2 日間には、特に電話相談はありませんでした。</p> <p>夏休み後半の 2 日間〈8 月 31 日（木）、9 月 1 日（金）〉も、予定通り実施いたします。</p> <p>夏休みも残すところ、あと 1 週間ほどとなりました。</p> <p>東郷町のすべての児童生徒が、今後とも、健康に毎日を過ごして、2 学期にまた、元気な姿を見せてほしいと思います。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>それでは、「第4 報告事項(2)後援名義の使用許可について」説明します。資料は1ページになります。</p> <p>令和5年7月18日から8月18日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理しました事案については、資料のとおり2件です。</p> <p>今回の案件については、いずれも過去に許可したものと同様の内容でした。以上で説明とさせていただきます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>次に、第4 報告事項「(3)要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。資料は7ページになります。</p> <p>令和5年7月14日から令和5年8月21日までに申請があり、前回報告の197件から、新規認定15件、今回取消の3件を計算いたしまして、現在の認定者の合計は209件となりました。</p> <p>昨年同時期と比較すると7件の増となっています。</p> <p>今回新規認定の15件ですが、新規申請の方が11件、継続申請が遅れていた方が4件でした。</p> <p>新規認定の内訳は、母子家庭による収入が少ない家庭は6件、世帯の収入が少ない家庭が9件でした。</p> <p>今回取消の3件ですが、世帯の変更によるものです。</p> <p>また、現在の認定者209件のうち、要保護は2件、準要保護は207件でした。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和4年度）の提出について</p> <p>資料は、別冊になります。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等において、教育委員会は、毎年、その権限に属する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。</p> <p>前回の教育委員会で決定しました今年度の評価委員2名に対して、令和4年度の教育委員会委員、教育委員会事務局の組織図、分掌事務、令和4年度東郷町教育の一般方針、事務点検シート、教育委員会の活動実績、教育委員会の会議の記録等を提供しました。</p> <p>その後、評価委員から資料49ページから52ページのとおり、意見の提出がありましたので、報告書にまとめさせていただきました。</p> <p>今後の予定ですが、結果報告書を9月議会にて報告させていただきます。</p> <p>その後、評価委員からの意見に対する回答を各課で作成し、次回の教育委員会に諮り、ご審議いただきますので、よろしく願います。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたら願います。</p>

委員	朝日新聞の後援申請について、過去の後援実績があつて、今回が2回目ということですが、過去に参加された方のアンケートは取られているのでしょうか。取組みが良いのであれば、その評価を確認したい。
学校教育課長	アンケートを取ったか確認します。
委員	要保護・準要保護の認定者数について、昨年も7月から8月にかけて上がっていますが、毎年の傾向なののでしょうか。それとも偶然なののでしょうか。理由を把握していれば教えてください。
学校教育課長	理由は、特に把握していません。
委員	昨年よりも早いペースで増えているのが気になります。
委員	このまま横ばいになってくれれば良いのですが、昨年と同じように今後伸びるのか気になります。
部長	この時期に増える理由の1つとして、昨年度認定していた方が、期限後に申請書を提出していることが挙げられると思います。
学校教育課長	先ほどの後援名義のアンケートについて、主催者がアンケートを実施していました。文章を書くことへの苦手意識が無くなったなど、皆さんから好評をいただいています。
委員	良い取り組みということで、許可するのであれば、その内容を教育委員会の中で共有し、何かの気付きに繋がれば良いなと思います。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第32号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第32号について説明させていただきます。 資料は8ページになります。 議案第32号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、任期付町費負担教員の人材を確保するため必要があるからである。 資料10ページ 議案の概要をお願いします。 1 改正理由は、任期付町費負担教員の人材を確保するため、処遇改善を図る必要があるからである。 2 改正内容は、第1条関係で、任期付町費負担教員を中学校の少人数指導のため任用すること。 第14条第2項関係で、義務教育等教員特別手当の額の上限を上げること。 第21条関係で、在勤地内における旅費を支給できるようにすること。 その他所要の規定を整備すること。

	<p>3 施行期日は、令和6年4月1日から施行すること。          でございます。          説明は以上となります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第32号について審議をお願いします。
委員	改正して教員の確保はできる見込みはあるのですか。
学校教育課長	PRして、確保に繋がりたいと思います。
委員	年齢制限はありますか。
学校教育課長	ありません。
委員	いつまでに30人学級を達成しなければならないのですか。
学校教育課長	町独自の取り組みですので、定めはありません。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第32号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第32号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第33号 令和5年度一般会計補正予算（第5号）に対する意見について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>資料は、13ページになります。          議案第33号 令和5年度一般会計補正予算（第5号）に対し、下記のとおり意見を述べるものとする。</p> <p>1 予算案に対する意見          令和5年度一般会計補正予算（第5号）に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。</p> <p>2 予算案          別紙のとおり          この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからである。          資料14ページをお願いします。          最初に学校教育課所管分を説明します。          一番右に担当を表記していますので、よろしくをお願いします。          歳入について、学校教育費委託金は、愛知県の休み方改革プロジェクトに基づくラーケーションの導入モデル事業の実施を受託するための増額となります。          歳出について、上から1マス目教育振興一般管理事業は、10月から小中学校でラーケーションのモデル事業の実施に伴い、非常勤講師の任用、配付物の印刷等の必要があるための増額となります。          学校教育課は以上です。</p>
生涯学習課長	<p>次に生涯学習課所管分を説明します。          歳出について、下のマス目歴史民俗資料事業は、町内に現存する江戸時代に建築された古民家を解体する前に調査し、当時の暮らしぶりを郷土資料として</p>

	保存するため調査する予算です。 生涯学習課は以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第33号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第33号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第33号については、原案のとおり可決します。 8月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。